

葉山町の将来に向けた良好なまちづくりを実現・継続するための陳情書

陳情趣旨

葉山町の良好な街並みの継承とその実現ために、葉山町の用途地域である第一種、第二種中高層住宅専用地域、第一種住宅地域の容積率／建蔽率／高度の最高限を、それぞれ 150%／50%／10m への変更を検討いただきたい旨、陳情いたします。

陳情理由

葉山町の各用途地域の指定は平成 13 年に最終変更され、其の規定に則り、該当地域の宅地・共同住宅・店舗等の開発が行われてきました。しかし現在、新たなる開発を促すために基準が緩やかに設定された第一種、第二種中高層住宅専用地域、第一種住宅地域において、葉山町が旧来から培ってきた情緒ある街並みとの調和や地域住民との協働を考慮しない乱開発により、住環境・自然環境が脅かされるという悲しむべき事案が各所で見られ、社会問題となりつつあります。

人口の緩やかな減少が見られる現在において、住民の公共福祉のための設備・インフラ整備等は除き、葉山町という比較的小規模な自治体の量的発展のための新規の土地造成や大規模マンション開発の必要性はほぼ無くなっていると考えられます。これは葉山町のこれからまちづくりのビジョンにも関わる大きな問題ですが、端的に言うと、これからの時代は量から質への転換、が最重要課題であると考えます。

葉山町の住民は、生活の単純な利便性以前に、「質」を何よりも大切にしています。そのような住民の満足度・幸福度を将来にわたって継続的に高めるために、葉山町ならではの豊かな自然との調和を重視した落ち着いた住環境のさらなる充実と熟成、そしてそれらを未来へ継承していくことこそが我々現世代の責務であり、永続的に全葉山町民の住環境が脅かされることのない仕組みを構築することが必要と考えます。

それゆえ、それらの段階的実現の布石として、潜在的に大規模開発を誘発する可能性のある第一種、第二種中高層住宅専用地域、第一種住宅地域全域を、それぞれ現在の容積率 200%、建蔽率 60%、高度の最高限 12m から、容積率 150%、建蔽率 50%、高度の最高限 10m に変更することを陳情いたします。これは、葉山町の将来を見据えたまちづくりへの覚悟を示すことに他なりません。

R5.8.31

